

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

現状と課題

- ・安全で安心した妊娠、出産、育児が送れるように、母子保健手帳の交付及び父子健康手帳配布、各種健診の実施、訪問指導、各種セミナーを実施しています。また、保健医療分野においては、乳幼児突然死症候群（SIDS）や事故の防止方法について、家庭や地域が一体となった乳幼児期の事故防止対策の推進や健診及び予防接種率の向上を図る必要があります。
- ・少子化・核家族化が進み、家庭の養育力や地域の子育て支援の意識がうすれる中、子育てに一人で悩んだり、混乱して不安を募らせているケースが多くみられます。本市では、健康管理センター、保育園、子育て総合支援センター、児童相談所などにおいて相談を実施していますが、さらに「心の問題への対応や子どもを育てる親への支援体制」を充実強化する必要があり、母子保健手帳交付時、健診、相談などあらゆる機会を通じて問題を早期に把握していくことが重要となっています。
- ・市では平成16年度より不妊治療費の助成を実施しています。今後は、保健所と連携し、不妊治療に関する情報提供体制の整備やカウンセリングなど、不妊に対する知識と理解のある社会環境の整備を図ることが必要となっています。
- ・食育に関しては、食生活や食事内容による肥満などが増加しているため、食生活を見直し楽しく家族で食べることをすすめるための教室を開催とともに、生活習慣病の一つである歯周病等が低年齢化していることから、口腔内の疾病予防に関心を高めるようにブラッシング指導を実施しています。
- ・本市は平日の小児科診療について、市立、国立及び開業医が少なく、休日急患センターにおいて、小児の救急医療を行っています。また、在宅当番医などを支援する小児の二次救急医療体制は、市立敦賀病院で対応していますが、今後はさらに初期救急や二次救急の総合的な配置と整備を図ることが必要となっています。
- ・安心して子どもを生み育てができるように、整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要が増加しています。特に緊急を要する母体・胎児に対しての搬送体制の確保、周産期医療に対する情報提供、医療従事者の研修を推進することが必要です。

1. 子どもと母親の健康の確保

施策展開のポイント

▶ 母子の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努める。

▶ 育児不安の解消

親の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図る。

▶ 子どもの事故防止のための啓発

乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故防止のための啓発に努める。

▶ 妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供

妊娠及び出産の経過を大切にすることが望ましい子育てにつながることから、母親の視点からみて満足できる「いいお産」になるように、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供を行う。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
各種健康診査の充実	→妊娠婦健康診査と乳幼児健康診査の充実	A	A
	→乳幼児健康診査未受診者の把握と受診勧奨	A	A
	→育児不安やストレスへの対応強化	A	A
保健医療水準の向上	→乳幼児突然死症候群（SIDS）、事故の予防など乳幼児死亡減少の取組み強化	B	A
	→感染症のまん延防止のため、各種予防接種率の向上	A	A
	→生活習慣病予防対策の強化	A	A
育児相談・指導の充実	→子育て総合支援センターの整備（専門スタッフ配置や関係機関との連携など）	A	A
	→地域で親子が気軽に集える場での育児相談の充実	A	A
	→助産師の新生児訪問の充実	A	A
	→虐待の発生予防対策の強化（ハイリスクな親子 [*] の支援など）	A	A

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
不妊治療体制の整備	→保健所と連携をとった不妊知識の普及と情報の提供	A	A
	→相談体制の確立	A	A
	→不妊治療費の助成制度の継続実施	A	A

※ハイリスクな親子 現在のところは、子どもにとっての弊害はないが、育児困難から虐待へ発展する可能性の高い要因を持つ親と子のこと。

2. 食育

施策展開のポイント

▶ 発達段階に応じた食育

心と身体の健康を図る上で、乳幼児期から望ましい食生活を送ることは重要なため、保健分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供の充実を図る。

▶ 母性の健康の確保

妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊娠婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進め、母性の健康の確保を図る。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
食育の推進	→食生活向上の意識の啓発	A	A
	→食生活に関する情報の提供	A	A
	→食に関する学習の機会・場の充実	A	A
母子保健事業における指導	→妊娠婦とその夫を対象とした栄養（生活習慣）の指導	A	A
	→離乳食の意味、必要性、与え方と調理方法等についての保健師や栄養士による指導（調理実習）	A	A

3. 思春期保健対策

施策展開のポイント

▶ 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及

10歳代の人工妊娠中絶、性感染症等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図る。

▶ 地域における相談体制の充実

喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
性と人権教育	→相手を尊重しあう人権教育の推進	A	A
	→性や生活習慣教育と相談体制の充実	A	A
子どもが直接相談できる体制の整備	→子どもが直接相談できる場の確保とカウンセラーの養成配置	B	A
	→家庭教育相談や青少年の悩み相談の機能充実	A	A

4. 小児医療

施策展開のポイント

▶ 小児医療体制の充実・確保

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療の充実・確保に向けて取り組む。特に、小児の救急医療については、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組んでいく。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
初期救急と二次救急医療体制の充実	→休日急患センターの小児救急医療の充実	A	A
	→市立敦賀病院の二次救急医療の充実	A	A
	→小児救急に対応できる医師などの医療従事者の育成	A	A
	→市立敦賀病院の初期救急と二次救急の総合的な配置と整備の検討	C	C
周産期保健医療 [*] 体制の整備	→福井県総合周産期医療センター、小児科医及び産婦人科医の連携のもと、周産期医療ネットワークの整備推進	B	A
	→緊急を要する母体・胎児の搬送体制の確保	A	A
	→健康管理センター、子育て総合支援センターなどの周産期医療に対する情報提供の推進	A	A
医療費の軽減	→就学前児童の医療費補助の充実	A	A

※周産期保健医療

周産期とは妊娠後期から新生児早期までのことで、母体・胎児・新生児を総合的に管理して、母と子の健康を守るのが周産期医療です。周産期医療を行う施設は、妊娠の異常、分娩期の異常、胎児・新生児の異常に適切に対処するために産科医と小児科医が協力し、その他の医療スタッフとの連携医療が必要な高度専門医療施設のことといいます。